

議案第20号

平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,039千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ939,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年 3月 2日 提出

身延町長 望月幹也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 分担金及び負担金		4,923	615	5,538
	1. 負担金	4,923	615	5,538
3. 使用料及び手数料		17	321	338
	1. 手数料	17	321	338
4. 国庫支出金		176,206	△ 32,706	143,500
	1. 国庫補助金	176,206	△ 32,706	143,500
5. 繰入金		326,332	2,131	328,463
	1. 一般会計繰入金	326,332	2,131	328,463
8. 町債		306,200	△ 57,400	248,800
	1. 町債	306,200	△ 57,400	248,800
歳入合計		1,026,359	△ 87,039	939,320

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 水道維持費		195,831	△ 14,256	181,575
	1. 簡易水道管理費	195,831	△ 14,256	181,575
2. 水道事業費		536,392	△ 72,783	463,609
	1. 簡易水道総務費	34,551	△ 216	34,335
	2. 簡易水道建設費	501,841	△ 72,567	429,274
3. 公債費		294,036	0	294,036
	1. 簡易水道公債費	294,036	0	294,036
歳 出 合 計		1,026,359	△ 87,039	939,320

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 水道事業費	2 簡易水道建設費	中富西部簡易水道事業	101,000
2 水道事業費	2 簡易水道建設費	身延中央簡易水道事業	74,500

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業債	153,100	証書借入	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができる。	124,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎対策事業債	153,100	同上	同上	同上	124,400	同上	同上	同上

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	4,923	615	5,538
3 使用料及び手数料	17	321	338
4 国庫支出金	176,206	△32,706	143,500
5 繰入金	326,332	2,131	328,463
8 町債	306,200	△57,400	248,800
歳入合計	1,026,359	△87,039	939,320

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 水道維持費	195,831	△ 14,256	181,575			936	△ 15,192
2 水道事業費	536,392	△ 72,783	463,609	△ 32,706	△ 57,400	17,323	
3 公債費	294,036	0	294,036			△ 15,192	15,192
歳出合計	1,026,359	△ 87,039	939,320	△ 32,706	△ 57,400	3,067	

2. 歳入

(款) 2. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 簡易水道負担金	4,923	615	5,538	1 加入者負担金	615	加入者負担金
計	4,923	615	5,538			

(款) 3. 使用料及び手数料

(項) 1. 手数料

1 簡易水道手数料	17	321	338	1 加入手数料	65	加入手数料
				2 給水装置工事事業者指定手数料	50	給水装置工事事業者指定手数料
				3 開栓手数料	206	開栓手数料
計	17	321	338			

(款) 4. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1 簡易水道国庫補助金	176,206	△32,706	143,500	1 国庫補助金	△32,706	国庫補助金
計	176,206	△32,706	143,500			

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1 簡易水道一般会計繰入金	326,332	2,131	328,463	1 水道事業費繰入金	17,323	総務費繰入金 建設費繰入金	△216 17,539
				2 公債費繰入金	△15,192	公債費繰入金	
計	326,332	2,131	328,463				

(款) 8. 町債

(項) 1. 町債

1 水道事業債	306,200	△57,400	248,800	1 簡易水道事業債	△28,700	簡易水道事業債
				2 過疎対策事業債	△28,700	過疎対策事業債
計	306,200	△57,400	248,800			

3. 歳出

(款) 1. 水道維持費

(項) 1. 簡易水道管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 簡易水道管理費	195,831	△14,256	181,575			936	△15,192	3 職員手当等	△51	●簡易水道管理費 △14,256 3. 職員手当等 △51 ・通勤手当 △51 4. 共済費 △205 ・職員共済組合負担金 △205 11. 需用費 △5,000 ・光熱水費 △5,000 13. 委託料 △4,000 ・委託料 △4,000 ・水質調査業務等 16. 原材料費 △1,500 ・原材料費 △1,500 ・メーター器等 27. 公課費 △3,500 ・公課費 △3,500 ・自動車重量税 ・消費税
								4 共済費	△205	
								11 需用費	△5,000	
								13 委託料	△4,000	
								16 原材料費	△1,500	
								27 公課費	△3,500	
計	195,831	△14,256	181,575			936	△15,192			

(款) 2. 水道事業費

(項) 1. 簡易水道総務費

1 一般管理費	34,551	△216	34,335			△216		3 職員手当等	△53	●一般管理費 △216 3. 職員手当等 △53 ・扶養手当 △53 4. 共済費 △163 ・職員共済組合負担金 △163
								4 共済費	△163	
計	34,551	△216	34,335			△216				

(款) 2. 水道事業費

(項) 2. 簡易水道建設費

1 簡易水道建設費	501,841	△72,567	429,274	△32,706	△57,400	17,539		13 委託料	△29,666	●簡易水道建設費 △72,567 13. 委託料 △29,666
								15 工事請負費	△40,919	

2. 水道事業費

簡易水道事業特別会計

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							17 公有財産購入費	△325	・委託料 ・中富西部簡水 測量・実施設計業務	△29,666
							19 負担金、補助及び交付金	△1,601	・大城簡水 測量・実施設計業務	
							22 補償、補填及び賠償金	△56	15. 工事請負費 ・工事請負費	△40,919 △40,919
									・久那土古関簡水 ・中富南部簡水 ・中富北部簡水 ・中富西部簡水 ・大城簡水 ・身延中央簡水	△6,264 △16,633 △35,396 21,261 △9,210 5,323
									17. 公有財産購入費 ・公有財産購入費	△325 △325
									・中富西部簡水配水池等用地	
									19. 負担金、補助及び交付金 ・その他の負担金	△1,601 △1,601
									・中富南部簡水 ・大城簡水	△1,967 366
									22. 補償、補填及び賠償金 ・補償補填及び賠償金	△56 △56
									・中富西部簡水配水池等立木補償	
計	501,841	△72,567	429,274	△32,706	△57,400	17,539				

(款) 3. 公債費

(項) 1. 簡易水道公債費

1 元金	237,876	0	237,876			△15,192	15,192			・財源組替 ・繰入金 ・一般財源 (使用料)	△15,192 15,192
計	294,036	0	294,036			△15,192	15,192				

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	8		32,199	22,692	54,891	9,950	64,841	
補 正 前	8		32,199	22,796	54,995	10,318	65,313	
比 較	0		0	△ 104	△ 104	△ 368	△ 472	

※ () 内は再任用職員数 (外書き)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
	補 正 後	381	1,033	616	3,000		12,881
	補 正 前	381	1,086	667	3,000		12,881
	比 較	0	△ 53	△ 51	0		0
	区 分	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	退職手当 (千円)		
	補 正 後	593			4,188		
	補 正 前	593			4,188		
	比 較	0			0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分増減額		増減事由別内訳		説明	備考						
給 料	千円	1. 給与改定に伴う増減分	千円		給与改定の状況 給与改定実施時期・率						
		2. 昇給に伴う増加分	千円		職員数 【昇給期】 1月 昇給停止 計 【職員数】 人						
		3. その他の増減分	千円	・新陳代謝等の増減分 ・その他の増減分	採用、退職の状況 退 職 ー 採 用 ー						
職員手当	千円	1. 制度改定に伴う増減分	千円	・期末勤勉手当分	期末勤勉手当 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>6月期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </table>	6月期		12月期		計	
	6月期										
12月期											
計											
△ 104	2. その他の増減分	千円	0 ・扶養手当分	扶養手当 子の額							
			△ 104								

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給料

区 分		行政職	看護・保健職	福祉職	管理栄養士職	単純労務職
補 正 後	平均給料月額(円)	335,406				
	平均給与月額(円)	393,979				
	平均年齢(歳)	48.8				
補 正 前	平均給料月額(円)	335,406				
	平均給与月額(円)	395,063				
	平均年齢(歳)	48.2				

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	看護・保健職 (円)	福祉職 (円)	管理栄養士職 (円)	単純労務職 (円)	国 の 制 度				
						行政職	看護・保健職	福祉職	管理栄養士職	単純労務職
						(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
高 校 卒	146,100	160,100			143,500	146,100	160,100			143,500
短 大 卒	155,800	195,900	165,200	169,400		155,800	195,900	168,000	162,200	
大 学 卒	178,200	205,200		190,700		178,200	208,000		184,400	

ウ 等級別職員数

※ () 内は再任用職員数 (外書き)

区 分	行 政 職			看 護・保健職			福 祉 職			管理栄養士職			単 純 労 務 職		
	等級	職員数(人)	構成比(%)	等級	職員数(人)	構成比(%)	等級	職員数(人)	構成比(%)	等級	職員数(人)	構成比(%)	等級	職員数(人)	構成比(%)
補 正 後	6級			6級			6級			6級			6級		
	5級	2	25.0%	5級			5級			5級			5級		
	4級	2	25.0%	4級			4級			4級			4級		
	3級	4	50.0%	3級			3級			3級			3級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	1級			1級			1級			1級			1級		
	計	8	100.0%	計			計			計			計		
補 正 前	6級			6級			6級			6級			6級		
	5級	2	25.0%	5級			5級			5級			5級		
	4級	2	25.0%	4級			4級			4級			4級		
	3級	4	50.0%	3級			3級			3級			3級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	1級			1級			1級			1級			1級		
	計	8	100.0%	計			計			計			計		

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一 般 行 政 職	課長・局長 室長・支所長 会計管理者	課長・局長 室長・支所長 主幹	副主幹	主査	主任	主事
看 護 ・ 保 健 職		主幹保健師 主幹助産師 主幹看護師	主査保健師 主査助産師 主査看護師	主任保健師 主任助産師 主任看護師	保健師 助産師 看護師	准看護師
福 祉 職		主幹保育士	主幹保育士	主査保育士	主任保育士	保育士
管 理 栄 養 士 職		主幹管理栄養士	主査管理栄養士	主任管理栄養士	管理栄養士	栄養士
単 純 労 務 職				技能職員 労務職員	技能職員 労務職員	技能職員 労務職員

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.0250)	(1.225)	(2.25)	
	2.025	2.275	4.30	
補 正 前	(1.0250)	(1.225)	(2.25)	
	2.025	2.275	4.30	
国 の 制 度	(1.0250)	(1.225)	(2.25)	
	2.025	2.275	4.30	

※ () は再任用職員の支給率

オ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.5825	49.590	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国 の 制 度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.590	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	

カ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		行 政 職	看 護 ・ 保 健 職	福 祉 職	管 理 栄 養 士 職	単 純 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)						
支給対象職員の比率 (%) (28年4月1日現在)						
代表的な特殊勤務手当の名称						

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			備 考
		種 別	国	身延町	
扶養手当	異 なる	配偶者	10,000円	13,000円	山梨県に準じ支給
		子	8,000円	9,000円	
		父母等	6,500円	6,500円	
		配偶者のいない場合の扶養親族1人目 (子)	10,000円	11,000円	
		配偶者のいない場合の扶養親族2人目 (父母等)	9,000円	11,000円	
住居手当	同 じ				
通勤手当	同 じ				